

# 東葛北部地域産業保健センターについて

東葛北部地域産業保健センター

## 東葛北部地域産業保健センター

地域産業保健センターでは、産業医の選任義務のない労働者50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象に、労働安全衛生法に定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。また、産業保健総合支援センターの地域窓口として、産業保健関係者からの相談に対しワンストップサービスによる支援を行っています。



### 地域産業保健総合支援センターのサービス内容

労働者50人未満の小規模事業場の事業者と労働者を対象として、下記の産業保健サービスを**無料**で提供しています。

#### 申し込み・問い合わせ

東葛北部地域産業保健センター コーディネーター

TEL 080-9370-2053

Mail [sangyohoken-tokatu@mbr.nifty.com](mailto:sangyohoken-tokatu@mbr.nifty.com)

#### サービス内容



#### 1. 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

ア. 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導  
イ. メンタルヘルス不調の労働者に関する 相談・助言

#### 2. 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

安衛法第66条の4に基づき、健康診断の結果異常の所見があった労働者(有所見者)に対し、健康を保持するために必要な措置について事業者からの意見聴取に対し医師が意見陳述を実施します。

健康診断後の主な流れについては左の図をご参照下さい。

#### 3. 長時間労働者及び高ストレス者 に対する面接指導

時間外・休日労働時間が1か月あたり80時間を超え、または、会社又は事業場の基準を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者を対象として医師による面接指導を実施します。また、ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェックの実施者が判断した者を対象として医師による面接指導を実施します。

#### 4. 個別訪問による産業保健指導の実施

医師、保健師等が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の状況を踏まえ、労働衛生管理について総合的な助言・指導を行います。保健指導が必要な労働者に対し、保健師が保健指導を行います。ただし、保健指導については上記2.医師からの意見聴取後の対応になります。また、必要に応じて労働者に対し健康管理等に関する簡単な講義を実施します。ただし、産業保健指導と併せて実施することとし、単独ではできません。